

「食品、添加物等の規格基準」において 成分規格が設定されていない既存添加物リスト

現在、既存添加物名簿に記載されている 357 品目のうち、第 5 次消除予定(令和 6 年 9 月 5 日消費者庁告示第 11 号)の 32 品目を除く 326 品目^{※注}について、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格（以下「公定規格」という。）が設定されていない品目を一覧化し、一般社団法人日本添加物協会が公表する自主規格の有無について併記した。

※注：1 品目（レイシ抽出物）は部分的な基原のみ消除予定となっているため、既存添加物名簿上は品目数が減らない

○公定規格が設定されていない既存添加物リスト

* 第 5 次消除予定添加物名簿に掲載された品目を除く。

* 「第 6 版既存添加物自主規格」（令和 7 年 2 月発刊）を反映

既存添加物 名簿番号	既存添加物品目名	自主規格あり	自主規格なし
1	アウレオバシジウム培養液	○	
13	アマシードガム	○	
19	アラビノガラクトン	○	
24	アルミニウム	○	
42	オゾン	○	
43	オリゴガラクチュロン酸		○
45	オレガノ抽出物		○
46	オレンジ色素	○	
47	海藻灰抽出物	○	
51	花こう斑岩	○	
52	カシアガム	○	
57	カテキン	○	
60	カラギナン ※		
	ユーケマ藻末		○
81	キチン	○	
83	キトサン	○	
84	キナ抽出物		○
85	キハダ抽出物		○
87	金	○	
88	銀	○	
99	クリストバル石		○
111	グレープフルーツ種子抽出物		○

既存添加物 名簿番号	既存添加物品目名	自主規格あり	自主規格なし
112	クローブ抽出物	○	
113	クロロフィリン	○	
121	酵素処理ナリンジン	○	
126	酵素分解リンゴ抽出物		○
132	ゴマ油不けん化物	○	
137	コメヌカ酵素分解物		○
144	酸素	○	
157	ショウガ抽出物		○
163	水素		○
165	ステビア末		○
167	スフィンゴ脂質	○	
171	ゼイン	○	
172	ゼオライト		○
173	セージ抽出物		○
182	ダイズサポニン	○	
193	タンニン（抽出物） ※		
	柿タンニン	○	
	ミモザタンニン	○	
195	窒素	○	
196	チャ乾留物	○	
207	鉄	○	
209	銅		○
224	トコロアオイ	○	
231	ニガヨモギ抽出物	○	
232	ニッケル	○	
234	ばい煎コメヌカ抽出物	○	
237	白金		○
241	パラジウム		○
250	ヒマワリ種子抽出物	○	
252	ファーセララン	○	
253	ファフィア色素	○	
260	ブタン	○	
262	ブドウ果皮抽出物	○	

既存添加物 名簿番号	既存添加物品目名	自主規格あり	自主規格なし
264	ブラジルカンゾウ抽出物	○	
269	プロパン	○	
275	粉末モミガラ		○
295	ヘリウム	○	
305	マスチック	○	
311	未焼成カルシウム ※		
	貝殻未焼成カルシウム	○	
	骨未焼成カルシウム	○	
	真珠層未焼成カルシウム		○
	卵殻未焼成カルシウム	○	
317	ムラサキヤマイモ色素	○	
321	メラロイカ精油		○
322	モウソウチク乾留物	○	
323	モウソウチク抽出物	○	
324	木材チップ	○	
325	木炭	○	
327	木灰	○	
328	木灰抽出物	○	
329	モモ樹脂	○	
346	リンターセルローズ		○
349	ルテニウム	○	

※部分規格：名簿に記載されている既存添加物のうち、一部の成分規格のみ設定されているもの
（一部の成分規格のみ設定されていないもの）